

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

役員に対する経済的利益で課税されないもの

Q：役員が会社から受ける経済的利益のうち、役員給与として所得税が課税されないものには、具体的にどのようなものがありますか。

A：役員が法人から受ける経済的利益のうちで、所得税が非課税とされるものには、次のものなどがあります。

- ① 通勤手当（最高月額5万円まで）
- ② 職務上必要な制服
- ③ 永年勤続者が受ける表彰記念品や旅行や観劇等への招待費用
- ④ 自社製商品の値引販売による経済的利益で値引率がおおむね30%以内等の要件を満たすもの
- ⑤ 創業何周年などの記念品（処分可能価額が1万円以下のものであること）
- ⑥ 災害や疾病等により臨時的に多額な生活資金が必要となった役員に対する貸付金で、合理的な返済期間内に受けるものに係る貸付金利息（無利息であっても課税されない）
- ⑦ 法人の福利厚生施設を利用させることによる経済的利益
- ⑧ レクリエーションの費用
- ⑨ 役員又は使用人が負担すべき社会保険料、役員又は使用人を保険金受取人とする生命保険契約に基づく保険料で月額300円以下のもの（但し、役員又は特定の使用人のみを対象とするものを除きます）
- ⑩ 法人が支給する食事について、その食事の価額の半分以上を役員又は使用人から徴収しており、かつその食事の価額と徴収額との差額が月額3,500円以下のとき

